

《山梨県私立高等学校等授業料減免事業費補助金》 子育て費用の負担を軽減します！

授業料の減免について、令和6年度から、**年収590万円以上910万円未満の多子世帯(第3子以降)**を対象に支援を拡大します。

■ 対象となる方（世帯）

次の要件のすべてを満たす必要があります。

- 生徒が山梨県内の私立高等学校等に在学しており、**就学支援金の対象**となっていること
- 保護者が山梨県内に住所を有していること
- 保護者の**年収の合計が590万円以上910万円未満**
(判定額^(※)が154,500円以上304,200円未満)相当であること

※ 判定額は次の計算式により算出します。(保護者等の合計額)

[市町村民税の所得割の課税標準額×6%－調整控除の額]

■ 減免決定方法、提出書類

就学支援金の対象となっている生徒のうち、第3子以降の生徒であることを確認のうえ、減免を決定します。 【提出書類】 戸籍謄本

■ 提出時期 毎年10月頃

■ 書類提出先 各学校の担当者

■ 補助額（児童生徒1人あたり）

世帯年収の目安	補助金限度額	
590万円以上910万円未満 (保護者が県内在住の 多子世帯の第3子以降)	全日制	277,200円 (396,000円(※1)と118,800円(※2)との差額)
	通信制	178,200円 (297,000円(※1)と118,800円(※2)との差額)
	通信制 (単位制)	1単位:7,218円 (1単位:12,030円(※1)と1単位:4,812円(※2)との差額。ただし、年間30単位、通算74単位を限度)

※1 世帯年収590万円未満の世帯に係る就学支援金の額

※2 世帯年収590万円以上910万円未満の世帯に係る就学支援金の額

◆ 問い合わせ先

山梨県県民生活部私学・科学振興課私学振興担当

〒400-8501 甲府市丸の内1丁目6番1号 [電話] 055(223)1322